

新旧対照表

2021(令和3)年12月16日

築地本願寺 法要行事部 合同墓担当

序文

新旧対照条文表

目次

変更後	変更前
五、「築地本願寺合同墓管理受託証明書」(削除)の再交付について…………… 2	五、「築地本願寺合同墓管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付について…………… 3

二、合同墓のお申し込みについて

変更後	変更前
<p>①管理受託者が、合同墓管理委託申込書(1-1・1-2号様式)を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書(以下「管理受託証明書」という。)」(削除)を交付いたします。なお、申込書には下記の事項をご記入いただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合同墓管理委託者氏名(実印押印が必要)・住所・電話番号・生年月日2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の有無3. 希望の区画・永代経希望の有無4. 連絡先1～2の氏名・住所・電話番号・続柄5. 所属寺証明(削除)(合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合) <p>※刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書(印鑑登録証明書、埋葬許可証、火葬証明書、改葬許可証、全部事項証明書等)記載の通りに、所定の字体で刻銘します。申し込み手続き完了後に刻銘の変更はできません。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出</p>	<p>①管理者が、合同墓管理委託申込書(1-1・1-2号様式)を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書(以下「管理受託証明書」という。)」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。なお、申込書には下記の事項をご記入いただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合同墓管理委託者氏名(実印押印が必要)・住所・電話番号・生年月日2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の可否3. 連絡先1～2の氏名・住所・電話番号・続柄4. 所属寺証明印(合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合) <p>※刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書(印鑑登録証明書、埋葬許可証、火葬証明書、改葬許可証)記載の通りに、所定の字体で刻銘します。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出されないと、刻銘は同一の場所に並びません。</p>

<p>されないと、刻銘は同一の場所に並びません。</p> <p>②「管理受託証明書」(削除)は納骨をする際に必要となりますので大切に保管してください。また、ご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。</p> <p>④永代経を同時に申し込まれた場合の永代経懇志の取り扱いにおいては、築地本願寺合同墓管理規程第5条に準じます。</p>	<p>②「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管してください。また、ご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。</p>
---	---

三、納骨について

変更後	変更前
<p>②合同墓にはご遺骨以外(遺品・備品等)納めることができません。万が一、ご遺骨と一緒にご遺骨以外が入っていた場合もお返しできません。</p> <p>③納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1)「管理受託証明書」(削除)を受付に提示し、「築地本願寺合同墓納骨届(以下「納骨届」という。)」をお受け取りください。</p> <p>(4)お預かりしたご遺骨は粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。なお、合同墓地下収蔵室には、関係者以外立ち入りはできません。</p>	<p>②合同墓にはご遺骨以外(遺品・備品等)納めることができません。万が一、ご遺体と一緒にご遺骨以外が入っていた場合もお返しできません。</p> <p>③納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1)「管理受託証明書」「築地本願寺合同墓納骨カード」を受付に提示し、「築地本願寺合同墓納骨届(以下「納骨届」という。)」をお受け取りください。</p> <p>(4)お預かりした遺骨を粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。なお、合同墓地下収蔵室には、関係者以外立ち入りはできません。</p>

四、合同墓管理受託義務の消滅について

変更後	変更前
<p>次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅し、納骨</p>	<p>次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅する場合</p>

<p>することができない場合がございますので、ご注意ください。</p> <p>②合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先1～2への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合。(削除)</p> <p>※築地本願寺では合同墓収蔵予定者の方がお亡くなりになられた際、確実に合同墓へお納めいただくため、随時登録情報を確認しております。</p> <p>③合同墓管理委託者が重大な違反を犯したとき、或いは規程、細則や管理者の指示に従わなかった場合。</p>	<p>がございますので、ご注意ください。</p> <p>②合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先1～2への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合（築地本願寺では利用者の方がお亡くなりになられた際に確実に合同墓にお納めいたしますことをご連絡いたします）。</p> <p>③合同墓管理委託者が重大な違反を犯したとき、或いは規程や管理者の指示に従わなかった場合。</p>
---	--

五、「管理受託証明書」の再交付について

変更後	変更前
<p>五、「管理受託証明書」(削除)の再交付について</p> <p>次のような場合には「管理受託証明書」(削除)の再交付の手続きを願います。</p> <p>①「管理受託証明書」(削除)を紛失または汚損した場合。</p> <p>②「管理受託証明書」(削除)の表示内容に変更(例、合同墓管理委託者の改姓・改名など)が生じた場合。</p> <p>※なお、契約完了後に刻銘の変更はできません。</p> <p>【手続きに必要なもの(変更・申請内容によって異なります)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理受託証明書再交付願(2-1号様式) ※実印押印箇所あり ●「管理受託証明書」(削除)(証明書汚損または表示内容変更の場合) 	<p>五、「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付について</p> <p>次のような場合には「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付の手続きを願います。</p> <p>①「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を紛失または汚損した場合。</p> <p>②「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の表示内容に変更(例、合同墓管理委託者の改姓・改名など)が生じた場合。</p> <p>【手続きに必要なもの(変更・申請内容によって異なります)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理受託証明書再交付願(2-1号様式) ※実印押印箇所あり ●「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」(証明書汚損または表示内容変更の場合)

<p>●印鑑登録証明書（一通）</p> <p>●その他、管理受託者が提出を求めた書類</p> <p>※詳細については、1階サービスデスク受付にお問い合わせください。</p> <p>(削除)</p>	<p>●印鑑登録証明書（一通）</p> <p>●その他、合同墓管理者が提出を求めた書類</p> <p>※詳細については、1階サービスデスク受付にお問い合わせください。</p> <p>※「築地本願寺合同墓納骨カード」の再発行には金5千円を申し受けます。</p>
--	---

六、礼拝施設利用について

変更後	変更前
<p>①浄土真宗本願寺派僧侶が築地本願寺の礼拝施設を利用する際は、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職による申請書を築地本願寺へ提出ください。</p>	<p>①浄土真宗本願寺派僧侶の利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職による申請書を築地本願寺へ提出ください。</p>

七、その他

変更後	変更前
<p>資料</p> <p>一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">昭和23・5・31 法48</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二条 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。</p>	<p>資料</p> <p>一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">昭和23・5・31 法48</p> <p>第一章 総則</p>

築地本願寺合同墓管理規程

新旧対照条文表

変更後	変更前
<p>(管理者)</p> <p>第2条</p> <p>①合同墓の管理受託者は、築地本願寺宗務長（以下「管理者」という。）とする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第2条</p> <p>①合同墓の管理者は、築地本願寺宗務長（以下「管理者」という。）とする。</p>

<p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>③合同墓収蔵予定者が存命の場合、合同墓管理委託者は本人か法定後見人及び任意後見人に限る。</p> <p>④合同墓収蔵予定者が故人の場合、合同墓管理委託者は祭祀承継者及び死後事務受任者に限る。</p>	<p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>③合同墓収蔵予定者が存命の場合、合同墓管理委託者は本人か法定後見人に限る。</p> <p>④合同墓収蔵予定者が故人の場合、合同墓管理委託者は祭祀承継者に限る。</p>
<p>(合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志)</p> <p>第5条</p> <p>①合同墓管理委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。また、永代経を同時に申し込んだ場合は、永代経懇志を納付しなければならない。</p> <p>②既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志はいかなる理由であろうとも一切返還しない。</p> <p>③合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志は、別に定める。</p> <p>④合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、合同墓管理委託者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。</p>	<p>(合同墓管理委託冥加金)</p> <p>第5条</p> <p>①合同墓管理委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。</p> <p>②既納の合同墓管理委託冥加金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。</p> <p>③合同墓管理委託冥加金は、別に定める。</p> <p>④合同墓管理委託冥加金について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、合同墓管理委託者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。</p>
<p>(合同墓管理委託契約の解除)</p> <p>第6条</p> <p>①生前予約者が合同墓の管理委託を取り止めるときは、管理者に届け出る必要がある。</p> <p>②管理委託を取り止める場合も刻銘は削除されない。</p>	
<p>(合同墓管理受託の解約等)</p> <p>第7条</p> <p>管理者は、合同墓管理委託者が次のイ・ロ)の各号のいずれかに該当したときは、合同墓管理受託を解約することが出来るものとし、ハ)に該当したときは合同墓管理(削除)者として、以後の納骨を受け付けな</p>	<p>(合同墓管理受託の解約等)</p> <p>第6条</p> <p>管理者は合同墓管理受託者が次のイ・ロ)の各号のいずれかに該当したときは、合同墓管理受託を解約することが出来るものとし、ハ)に該当したときは合同墓管理受託者として、以後の納骨を受け付けないものと</p>

<p>いものとする。</p> <p>(規程に定めない事項)</p> <p>第8条</p> <p>(合同墓の規程施行細則)</p> <p>第9条</p> <p>(合同墓の規程変更)</p> <p>第10条</p> <p>築地本願寺合同墓管理規程の内容は、予告せず変更する場合があります。</p>	<p>する。</p> <p>(規程に定めない事項)</p> <p>第7条</p> <p>(合同墓の規程施行細則)</p> <p>第8条</p> <p>築地本願寺合同墓管理規程の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。</p>
--	--

築地本願寺合同墓施行細則

新旧対照条文表

変更後	変更前
<p>(管理受託証明書の交付)</p> <p>第2条</p> <p>②管理者は前項の申込書を受理し規程に適合すると認めるときは、「管理受託証明書」(削除)を交付する。</p> <p>(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)</p> <p>第5条</p> <p>①遺骨は築地本願寺で納骨手続き後、粉骨したうえで納骨する。いかなる場合でも返還しない。</p> <p>(管理委託契約の解約)</p> <p>第6条</p> <p>①合同墓管理委託者が合同墓の管理委託を取り止めるときは、管理者に合同墓管理委託解約届(3号様式)を提出することとする。</p>	<p>(管理受託証明書の交付)</p> <p>第2条</p> <p>②管理者は前項の申込書を受理し規程に適合すると認めるときは、「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付する。</p> <p>(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)</p> <p>第5条</p> <p>①遺骨は築地本願寺で預かり粉骨した後に納骨する。いかなる場合でも返還しない。</p> <p>(管理委託契約の解約)</p> <p>第6条</p> <p>生前予約者が合同墓の管理委託を取り止めるときは、管理者に合同墓管理委託解約届(3号様式)を提出することとする。</p>

<p>②既納の合同墓管理委託冥加金はいかなる理由であ うとも一切返還しない。</p> <p>(合同墓管理受託証明書の再交付)</p> <p>第 7 条</p> <p>①「管理受託証明書」(削除)を紛失し又は著しく汚損 した場合は、再交付を願い出なければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>②合同墓管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があっ た場合は、顧客情報変更届(KH 様式)に公的書類を 添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければなら ない。</p> <p>(削除)</p> <p>(礼拝施設の利用)</p> <p>第 10 条</p> <p>(勤行について)</p> <p>第 11 条</p> <p>(委託管理)</p> <p>第 12 条</p> <p>(合同墓の細則変更)</p> <p>第 13 条</p> <p>築地本願寺合同墓施行細則の内容は、予告せず変更する</p>	<p>(合同墓管理受託証明書の再交付)</p> <p>第 7 条</p> <p>①「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カー ド」を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願 い出なければならない。</p> <p>②「築地本願寺合同墓納骨カード」再交付の場合には 5 千円を手続冥加として納付しなければならない。</p> <p>(変更の手続き)</p> <p>第 10 条</p> <p>合同墓管理委託者は住所、改姓・改名等の変更があつた 場合は、顧客情報変更届(KH 様式)に公的書類を添付 のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。</p> <p>(礼拝施設の利用)</p> <p>第 11 条</p> <p>(勤行について)</p> <p>第 12 条</p> <p>(委託管理)</p> <p>第 13 条</p> <p>築地本願寺合同墓施行細則の内容は、予告せず変更する場</p>
--	---

場合がある。

合がありますので、ご了承ください。